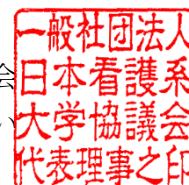


2024 年 3 月 1 日

一般社団法人 日本看護系大学協議会
社員 (=会員校代表者) 各位

一般社団法人 日本看護系大学協議会
代表理事 鎌倉やよい



2024年度社員届提出のお願い (依頼)

平素より日本看護系大学協議会にご支援・ご協力を賜り深謝申し上げます。

2024年度は役員選挙の該当年度です。選挙人・被選挙人は2024年度4月1日時点の社員となり、スムーズかつ公正な選挙実施のため、「2024年度社員届」の確実なご提出をお願い致します。社員を変更(交代)される会員校様はもちろん、2023年度の社員が次年度も継続される(変更なし)会員校様も必ずご提出ください。

2024年3月1日(金)に選挙の告示がなされ、4月上旬には選挙人・被選挙人名簿を配布し、4月下旬に開票する予定となっております。お手数をお掛け致しますが何卒よろしくお願い申し上げます。

記

2024年4月1日時点の社員のご確認

2024年4月1日時点の社員について、2024年4月1日(月)までに社員届をご提出ください。なお、2024年度の社員につきましても4月1日までは公表することは致しません。

2024年4月に予定されている選挙は、2024年度の社員届に基づき選挙人および被選挙人名簿を作成して行います。

別途、次年度の会費の請求書ならびに2024年度定時社員総会事前説明会(2024年6月21日(金)開催予定)のご案内を4月上旬に発送する予定でおります。

社員の資格について

本会定款第7条に、社員を看護学研究者と規定しており、且つ、看護専門職有資格者の代表者が望ましい。

定款第7条(社員の資格)

本法人の目的に賛同し理事会で入会を認められた看護系大学の看護系学部・学科・専攻に所属し、各会員校から代表として推薦された看護学教育研究者1名を社員とする。看護系大学とは、保健師、助産師、看護師の国家試験受験資格を取得させ得る4年制大学及び省庁大学校をいう。

■提出締切

1)2023 年度社員が 2024 年度も継続される(変更がない)場合ならびに社員変更(交代)が 3 月中に決定される
場合 (社員に変更がない場合も必ずご提出ください)

⇒**2024 年 4 月 1 日(月)まで**

2)2024 年度社員が 4 月 1 日(月)までに決まらない場合および 4 月 2 日(火)以降でないとは回答が難しい場合
⇒**いつ頃までに決定されるかを、3 月 29 日 (金) までに**本会事務局へメールにてお知らせください。
い。なお、正式に決まり次第「2024 年度社員届」をご提出ください。

※社員届用紙と社員届提出用封筒を同封しております。ご署名・押印された社員届の原本を必ず返信用封筒にてご提出(郵送)ください。尚、社員届用紙は本会ホームページの新着情報(3月1日付)からもダウンロードできます。

(URL: <https://www.janpu.or.jp/file/2024Members.docx>)

以上

<問い合わせ先>

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-11-5 大沢ビル6階
一般社団法人日本看護系大学協議会 事務局
電話 03-6206-9451 FAX 03-6206-9452
E-mail : office@janpu.or.jp